

豊田市緑化地域制度のご案内

施行日：平成24年10月1日

緑化申請の手続き

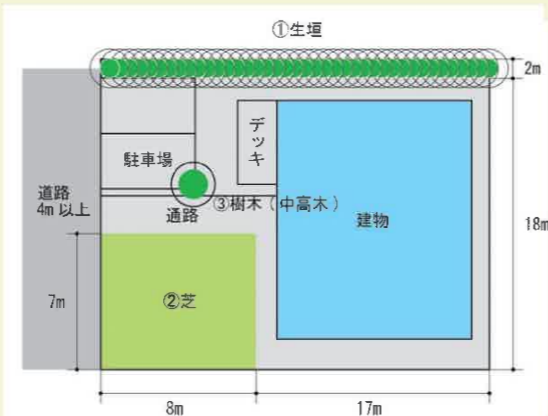


緑化率の算定事例

■敷地状況：敷地面積500㎡の場合
 用途地域：第1種住居地域
 建ぺい率：60%
 最低緑化率：20%

■緑化面積計算例

必要緑化面積 500㎡×20% 100㎡
 緑化面積合計 ①～③ 114㎡
 ①生垣 50㎡
 ②芝 56㎡
 ③樹木 8㎡
 114㎡ > 100㎡ OK



緑化助成制度について

緑化地域制度の施行開始に合わせ、緑化助成制度をさらに運用しやすくするため、下記のとおり改正します。
 なお、緑化地域外で緑化を行う際は、今までどおり「みどりのまちづくり推進事業補助金」の緑化助成が活用できます。詳しくは、公園緑地つかう課までお問合せください。

交付率	対象規模	交付限度額
個人 50%	10㎡以上 (駐車場50㎡以上)	屋上・壁面緑化 3万円(1平方メートル当たり) 空地緑化 1.5万円(1平方メートル当たり) 駐車場緑化 2万円(1平方メートル当たり)
組織 60% (5敷地以上)	5㎡以上	生垣設置 5千円(1メートル当たり)

- 問合せ
 - 緑化地域制度 区域に関すること 都市計画課 ☎34-6620
 - 申請手続き・検査・緑化助成制度に関すること 公園緑地つかう課 ☎34-6621
 - 緑化率等の確認に関すること 建築相談課 ☎34-6649

緑化地域制度とは

緑が不足している市街地において、効果的に緑を創出していくために、一定規模以上の敷地内において、建築物の新築や一定規模以上の増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。

緑の現状

現在の都心中心部では、非常に緑が少ない状況となっています。今後、更なる宅地化の進展により、今ある緑は一層減少することが予想されます。
 また、都心中心部においては、熱帯夜が年々増加するなどヒートアイランド現象が顕在化しており、人々が快適な生活を送るためにも身近な緑の存在は欠かせません。

緑化地域指定の目的

緑化地域の指定により、環境モデル都市にふさわしい、にぎわいと潤いが共存した緑あふれる都心を形成し、居住する市民や来街者が将来にわたり永続的に体感できる緑を創出していきます。

緑化地域制度の対象

- 対象となる敷地面積 敷地面積 500㎡以上(約150坪以上)
- 対象となる行為 建築物の新築又は増築をする場合(ただし、増築後の建築物の床面積の合計が、平成24年10月1日時点の床面積の合計の1.2倍を超えないものを除く。)

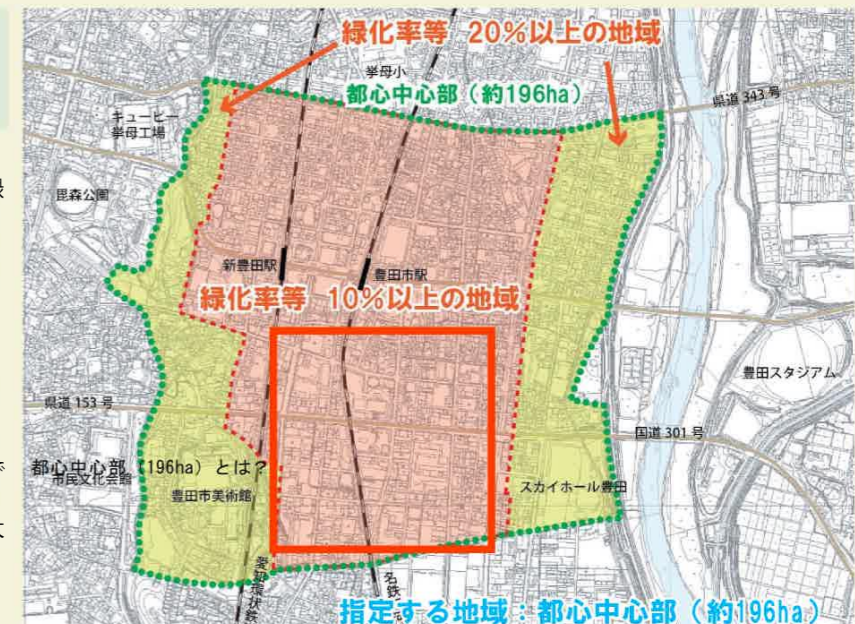
区域	対象敷地面積	緑化率等
都心中心部(約196ha)	500㎡以上	建ぺい率60%の地域 20%以上 建ぺい率80%の地域 10%以上

緑化率等とは

「緑化率等」=①+②
 ①：緑化率
 ②：環境負荷低減率

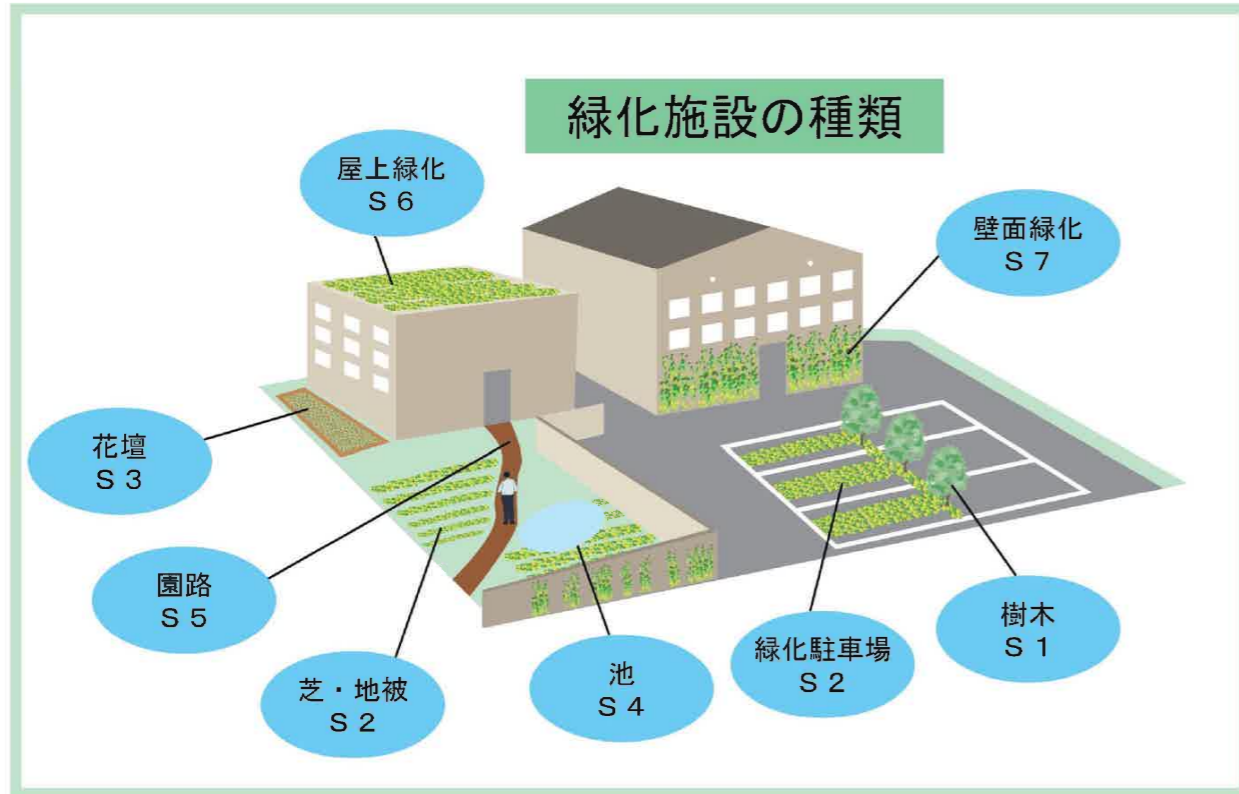
①緑化率とは
 緑化面積として認められる緑化施設としては、植栽、花壇、芝その他地被植物、屋上緑化、壁面緑化等のほか既存の樹木等も含まれます。

②環境負荷低減率とは
 太陽光発電設備やその他資料が環境負荷の低減に資すると認めた施設・設備(環境負荷低減施設)の合計を敷地面積で割った数値とします。緑化率等には、「環境負荷低減率」を最大で5%含むことができます。



都心中心部196ha：
 神田町、善多町、久保町3・4丁目と2丁目一部、小坂本町、拳母町、桜町、樹木町1・3丁目一部、昭和町3・4丁目と2丁目一部、
 新明町、竹生町3・4丁目と2丁目一部、月見町1丁目と2・3丁目一部、十塚町1～5丁目一部、西町、八幡町1・2丁目、
 日之出町2丁目と1丁目一部、元城町、若宮町
 ※詳しくは、公園緑地つかう課の窓口でご確認ください。

緑化率等の算出方法について



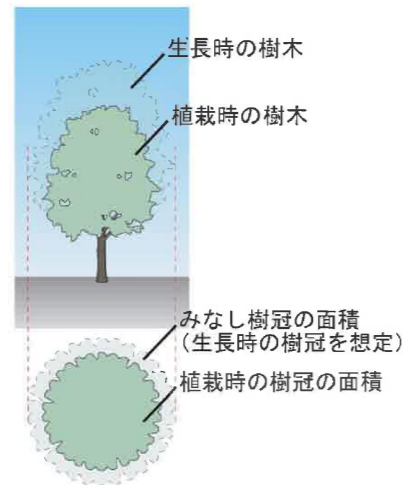
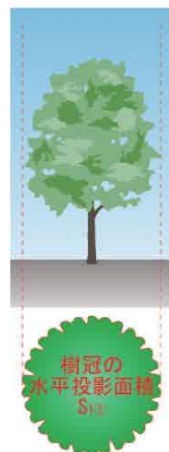
$$\text{緑化面積} = S1 + S2 + S3 + S4 + S5 + S6 + S7$$

(樹木) (芝・地被) (花壇等) (池・水流) (土留・園路等) (屋上) (壁面)

S1樹木

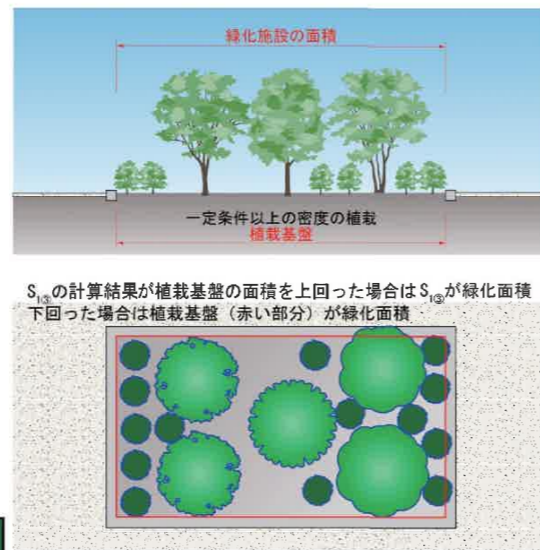
樹木は次に示す3通りの計算方法のうち、いずれかの方法によって計算します。

- ①樹木ごとの水平投影面積の例
- ②樹高別のみなし水平投影面積
- ③植栽基盤の水平投影面積



樹木の高さ(現状)	みなし樹冠の半径	みなし樹冠の面積	本数
高木 4.0m以上	2.1m	13.8m ²	T1
中高木 2.5m以上 ~4.0m未満	1.6m	8.0m ²	T2
中木 1.0m以上 ~2.5m未満	1.1m	3.8m ²	T3

この計算方法は樹高が1m以上のものに限ります



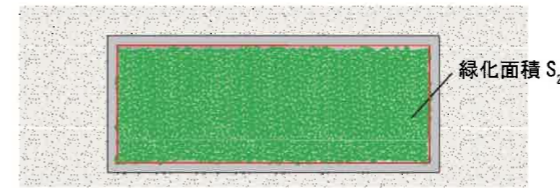
$$S1③ = 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$$

T1: 高さ4m以上の樹木の本数
T2: 高さ2.5m以上4m未満の樹木の本数
T3: 高さ1m以上2.5m未満の樹木の本数
T4: 高さ1m未満の樹木の本数 (樹木は現状の高さ)

植栽基盤 ≤ 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4 の時は、植栽基盤の面積
植栽基盤 > 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4 の時は、18T1 + 10T2 + 4T3 + T4 の合計

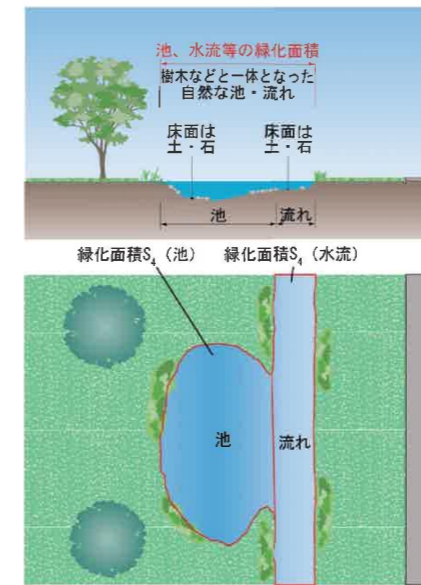
S2地被植物

芝、その他の地被植物で表面が被われている部分の水平投影面積。



S4池、水流等

池、水流、その他これらに類するもので、樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているもの。



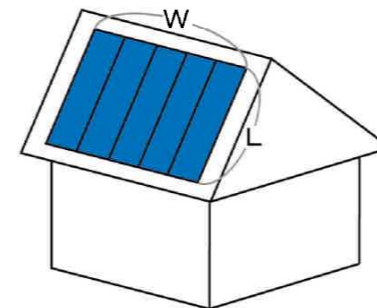
S6屋上緑化

建築物その他工作物の上面に植栽された緑化施設。

環境負荷低減施設

環境負荷低減施設及び設備を設置した場合は、パネル面積を環境負荷低減施設面積として計上することができます。

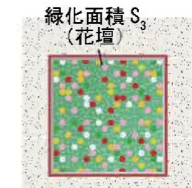
- 1) 太陽光発電の場合



$$\text{パネル面積} = L \times W$$

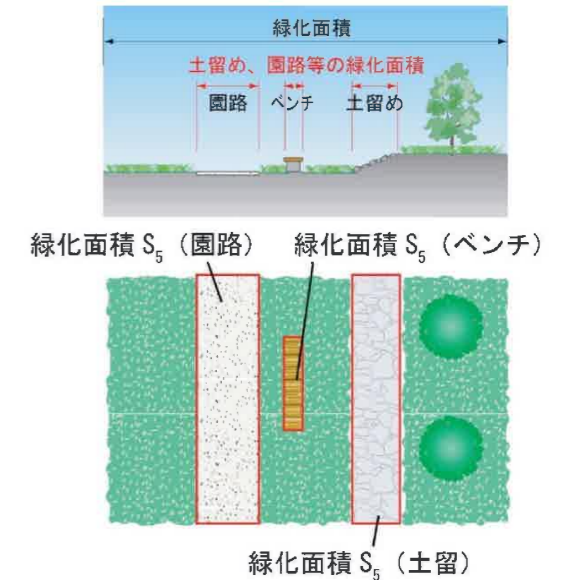
S3花壇

花壇等の緑化施設の面積は、草花やその他これに類する植物が生育するための土壌あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積。



S5土留、園路等

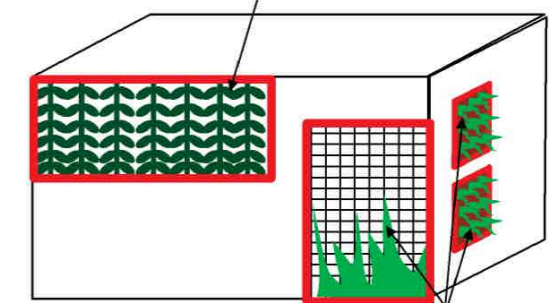
「土留」、「園路」、「植栽等と一体となった小規模な広場」、「植栽等と一体となった散水用配管・排水溝」、「ベンチ等」は水平投影面積。



S7壁面緑化 ※H30.4.1改正

緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計

植物が生育するために必要な資材が設置されない場合は、植物で表面が覆われている部分の壁面に対する鉛直投影面積を緑化施設の面積として算定。



補助資材、植栽基盤等の資材が外壁部分に設置される場合は、その資材または植物に覆われている部分の壁面に対する鉛直投影面積を緑化施設の面積として算定。

※補助資材は、明らかに植物の生育が見込まれない部分は対象外